

令和7年度 日本大学危機管理学部 個人研究費 研究実績報告書

所属： 危機管理学部 危機管理学科
資格： 教授
氏名： 小谷 賢

研究課題名	第二次ロンドン海軍軍縮会議の研究
研究目的及び研究概要	<p>本研究の目的は、英国公文書館や私文書の調査によって、これまで曖昧にされてきた第二次ロンドン海軍軍縮会議と同会議の条約の内容を精査することである。そもそも同会議は、1937年以降の無条約状況に危機感を感じた英国の提唱で開催され、それは海軍軍備だけに限定されたものではなく、満州事変やイタリアのエチオピア侵攻、ナチス・ドイツの再軍備宣言といった、戦間期の国際関係に生じた綻びを取り繕う政治的意図もあった。英国の目標は、日独伊に条約を受け入れさせることで、再びこれらの国を国際秩序に取り込もうとしたが、皮肉にも条約は日本海軍を仮想敵とすることで成立したのである。本研究では、あまり顧みられることのなかった第二次ロンドン海軍軍縮会議の過程と、締結された条約を検証し、その意義について考察していく。</p>
<p>研究実績の概要</p> <p>研究の進捗状況・得られた成果・今後の課題・研究実績等</p>	<p>本研究の成果は、「第二次ロンドン海軍軍縮条約の成立と崩壊－英国の視点から」と題して学術雑誌『軍事史学』において公表した。</p> <p>これまで第二次ロンドン海軍軍縮条約が軽視されてきたのは、日伊の調印拒否と条約締結から三年後の第二次世界大戦の勃発によって、同条約の存在意義がほとんどなかったと理解されているためであろう。本稿の主眼はまず一次資料に基づき、条約に関わる歴史的事実を明らかにし、同条約の意義を検討するものである。</p> <p>元々、同会議は、1936年末のワシントン海軍軍縮会議とロンドン海軍軍縮会議の失効により、海軍分野での軍拡競争が起こることを恐れた英国政府の主導で行われた。当時、英国はドイツの再軍備に対抗するため、欧州での安全保障体制の確立に努めており、アジア太平洋地域では日米との海軍軍備制限を成立させる必要があった。ただし1934年の予備交渉において、日米が艦艇の量的制限で厳しく対立した経緯から、第二次ロンドン軍縮会議は艦艇の質的制限と建艦計画の相互通知について交渉が行われることになった。</p> <p>1935年12月に会議が始まると、最大の抵抗勢力は日本代表团となった。既に日本海軍は「③計画」によって大艦巨砲主義に舵を切っており、当時世界最大の戦艦「大和」の建艦計画を秘密裏に進めていたことから、艦艇の排水量や主砲口径に上限を設ける質的制限と相互通知制度には反対であった。日本代表团は各国が共通の総トン数の枠組みで、自由に建艦できるような最大共通限度案を提案したが、会議参加国から受け入れられず、1936年1月には会議から離脱している。これに不満を感じた米国代表团は、日本を標的としたエスカレーター条項を提案し、日本が第二次ロンドン海軍軍縮会議に参加しなくとも、条約の制限を超えた建艦を行う国が現れた場合、質的制限を緩和できることになった。</p> <p>1936年3月25日、第二次ロンドン海軍軍縮条約が調印された。調印国は、英米仏と英連邦諸国であり、日伊は調印を拒否した。日本が調印を拒否したことで、まずはエスカレーター条項が発動し、戦艦の主砲口径の上限が緩和されることになった。1937年11月、日本海軍は後の戦艦「大和」を秘密裏に建造し始めたが、これは条約の制限を遥かに超える排水量と主砲口径であった。各国は秘密裏にこの建造計画の情報を得ると、日本に対して外交的に働きかけを行ったものの、広田弘毅外相は曖昧な対応に終始した。英米政府はこの日本側の行為を不誠実と捉え、1938年6月に両国はセーフガード条項を発動し、戦艦の排水量制限を緩和したのである。こうして海軍戦備の質的制限を目的とした第二次ロンドン海軍軍縮条約は事実上、骨抜きとなり、さらに第二次世界大戦の勃発によって、同条約は破棄されることになったのである。</p> <p>以上、第二次ロンドン海軍軍縮条約の軍事的意義は、海軍軍備の質的制限を試みたものの上手くいったとは言えないというものであり、政治的には日本と仮想敵とした英仏米の紐帯維持という効果があったものと考えられる。今後も引き続き、戦間期という時代と、軍縮というテーマを主軸に据えながら、次年度の研究を見据えていきたい。</p>